

第 1 決議 死刑制度の存置

死刑制度は、犯罪被害者を含む国民の圧倒的多数が支持しており、今後も存続すべきである。

〔理由〕

死刑にしても被害者が生き返るわけではないから、生かして償わせた方が良くと言って死刑を廃止すべきだという論者がいる。しかし、被害者を生き返らせる方法がないから、命をもって謝罪して欲しいというのが、被害者遺族の心情であるから廃止する理由にならない。死刑は残虐だという人もいるが、残虐の限りを尽くして殺害した加害者のことは不問にして死刑は残虐だというのは公平ではない。

死刑の廃止は世界の潮流だとも言われるが、道德観、死生観、文化の違いである。現に我が国では国民の 85.6%もの多数が死刑制度を支持しており、故意に死を招いた者は死をもって償うべきだという道德観は定着している。人の価値は平等だといって廃止を唱える向きもあるが、人の価値が平等なら、理由もなく人の命を奪った者に対してこそ死刑にしなければ、不平等である。死刑は国家による殺人だと非難する人もいるが、罪のない人を大量に殺戮する戦争を認めておきながら、少数の重罪犯に対する正当な処遇である死刑を否定するというのでは説得力がない。

誤判の虞れがあるから廃止すべきという意見もあるが、全ての殺人事件で誤判の虞れがあるわけではなく、また、誤判は、疑わしきは罰せずとの原則を貫くことで避けることができる。

一方、仮釈放を認めない絶対的終身刑を導入して対応すれば十分だとの意見もあるが、被害者は自ら支払う税金で殺人者を養っているのを腹立たしく思っており、納得できるものではない。

第 2 決議 裁判員裁判における量刑判断のあり方

裁判所は、裁判員裁判における一般市民の感覚を反映した量刑判断を尊重すべきであり、先例をことさらに重視すべきではない。

〔理由〕

昨年、死刑を言い渡した 2 件の裁判員裁判の判断が覆り、無期懲役に減刑し

た判決があった。いずれも東京高裁による同じ裁判官による判断である。

裁判員制度は、一般市民の常識を裁判に反映させて、職業裁判官が陥りやすい欠点を是正することから始まった制度である。そこでは、従前の量刑基準や先例にとらわれることなく、市民の感覚に基づいて新しい量刑基準を作っていくという意図があったはずだ。そうすることによって、司法を市民の身近なものとし、司法への国民の信頼を回復することが期待されていた。

ところが、東京高裁の2件の判断は、先例に従えば、被害者が一人の強盗殺人の場合、計画性があるか、あるいは仮釈放中の犯罪でないかぎり、死刑にはならないとの従前の裁判例を引き合いに出して、無期懲役に減刑した。これでは、裁判員が何時間もかけて慎重に審理を尽くし、従前の先例も考慮に入れながら、それでもこの事件は悪質であるとして死刑を言い渡した一般市民の判断の重みを軽視することになってしまい、司法の独善、裁判員制度そのものの否定につながりかねない。

裁判所は、一般市民の良識ある判断を尊重すべきであり、軽々にその判断を覆すべきではない。

第3決議 新たな被害者補償制度の創設

犯罪被害者等給付金制度を抜本的に改め、新たな生活保障型の犯罪被害者補償制度を創設すべきである。

〔理由〕

凶悪犯罪の被害に遭うと、被害者は日々の生活費にも事欠いてしまい、悲惨な状態に陥る。資力のない加害者から賠償が得られることはほとんどなく、改正されたとはいえ、現在の「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（犯給法）」のように、見舞金ないしは損害の一部補償という形で一時金を支給される方法では、当座の支出であつという間に使い切ってしまうのが実情であり、人間としての尊厳を守るどころの話ではない。治療費に至っては、一旦被害者が負担しなければならず、その上限も休業損害と併せて120万円に決められている。そのうえ付添看護費や将来の介護費、リハビリ費用、住宅改造費・ハウスキーパーなどの環境整備費、義足などの費用、通院交通費、カウンセリング費用については、改正犯給法では、考慮されていないのである。これら将来の莫大な費用は、被害者の生活をさらに苦しめている。さらに、経済的な困難に陥っているか否かに関わりなく、一律に年齢区分ごとに一定の倍数を掛けて一時金を支給する現行のやり方では、本当に困っている人の被害回復には不十分である。

犯給法は、通り魔殺人を念頭においているため、それ以外での殺人事件など

では、原則として支給額が減額されることになっている。そこで、従来の犯給法の考え方を抜本的に改め、本当に、困っている人に必要かつ十分な補償を、途切れることなく補償し、被害を受ける前の平穏な生活を取り戻すことができるよう、全く新たな「生活保障型」の被害者補償制度を作り、かつ過去の犯罪に遡って補償されるべきである。

第4決議 被害者参加制度の拡充

次の通り、被害者参加制度のさらなる拡充を求める。

- ① 公判前整理手続に被害者が参加できるようにすべきである。
- ② 被害者は証人に対し、事実関係についても質問できるようにすべきであり、また、被害者が証人になる場合には、被害者参加弁護士からの尋問も認めるべきである。
- ③ 同一の手続で起訴されている複数の事件については、被害者は、全てについて意見が述べられるようにすべきである。
- ④ 法曹三者、特に裁判長は、被告人質問が、被害者や遺族のその後の立ち直りに大きな影響を与えることを十分に理解し、被害者自身が直接質問できる機会を不当に制限することがないようにすべきである。

〔理由〕

- ① 今の裁判は、公判前整理手続で争点や証拠のほとんどが決定されているのが実情である。被害者が刑事裁判で求める大きなものの一つが、真実を知ることによって早く立ち直りたいという点にある。従って、公判前整理手続の段階でも、被害者の参加を認め、刑事裁判が本当の意味で、被害者にとっても真相の究明に役立つようにすべきである。
- ② 犯罪事実を立証するための証人が、検察官の知らない事実について予定外の証言をしたとき、検察官ではその証言に即座に対応できない場合がある。そこで、事実をよく知り、即座に反論できる被害者や遺族に犯罪事実について尋問させるべきである。さらに、検察官が被害者自身を証人として申請した場合、被害者と何度も打ち合わせを行い、被害者を最も良く把握している被害者参加弁護士にも質問をさせることが、事実の確認の上で最適と言える。
- ③ 例えば、殺人と傷害が併合罪で起訴されているとき、現行法の下では、殺人の遺族は死刑を求刑できても、傷害の被害者はせいぜい15年以下の懲役しか求刑できず、極めて不自然である。量刑は本来、全ての罪を一体として評価するはずである。また、殺人と死体損壊で起訴されているとき、被害者遺族が一人でも、現行制度では、死体損壊については意見を述べるこ

とができない。そこで、同一手続で起訴されているときは、全ての事件について、意見が述べられるようにすべきである。

- ④ 裁判長より、被害者参加弁護士が付いているのであるから、できるだけ弁護士が質問すべきであるとの訴訟指揮がなされることがある。しかし、この制度は、被害者の声を直接聞いて貰うために作られたものである。また、被害者自身が直接、被告人に質問することが、被害者や遺族のその後の立ち直りに大きく影響することを忘れてはならない。刑事司法は社会秩序の維持とともに、被害者のためにもあるというのが、犯罪被害者等基本法や基本計画の立場である。被害者の立ち直りのため、裁判長は、被害者の質問権を不必要に制限すべきではなく、また、参加弁護士もその趣旨を十分にわきまえて補佐に徹すべきである。さらに、検察官とともに、事件の真相を一番良く知っている被害者自身からの質問も積極的に認めることで、様々な角度から事案を解明することが期待でき、真実発見にも寄与することができる。

以上の通り決議します。

全国犯罪被害者の会（あすの会）